

国民健康保険税が 変わります！

保険税は、みなさんが病気やケガをしたときの医療費などに充てられる大切な財源であります。平成20年度から課税区分・税率が変更され、10月からは65歳〜74歳の世帯主の年金から特別徴収が始まります。

【課税区分と税率の改正】

平成20年4月から「後期高齢者医療制度」の創設に伴い、今までの「基礎課税分」を「基礎課税分」と「後期高齢者支援金等課税分」に分けることになりました。これにより保険税は、「基礎課税分」、「後期高齢者支援金等課税分」、「介護納付金課税分（40歳以上65歳未満の人）」で課税されます。

また、医療費は年々増加し、財源である保険税の税率は平成9年度より据置してきたこと等により、実質収支は赤字となり、基金を取り崩し対応してきたところですが、前年度で基金もほとんどなくなり、国保財政は厳しい状況であります。そのようなことから、今後の医療費の増加に対応するために保険税率を改正することになりました。皆さんのご理解ご協力をお願いいたします。



〔課税区分・税率・課税限度額〕

平成19年度			平成20年度		
基礎課税分 (医療)	限度額	560,000円	基礎課税分 (医療)	限度額	470,000円
	所得割	6.4%		所得割	5.2%
	資産割	37.0%		資産割	25.0%
	均等割	17,000円		均等割	14,000円
	平等割	22,000円		平等割	17,000円
介護納付金 課税分	限度額	90,000円	【新設】 後期高齢者 支援金等 課税分	限度額	120,000円
	所得割	0.8%		所得割	2.2%
	資産割	4.5%		資産割	12.0%
	均等割	6,000円		均等割	6,000円
	平等割	3,900円		平等割	7,000円
介護納付金 課税分	限度額	90,000円	介護納付金 課税分	限度額	90,000円
	所得割	1.8%		所得割	-
	資産割	-		資産割	-
	均等割	10,000円		均等割	10,000円
	平等割	-		平等割	-

40歳〜64歳までの方が対象になります。

